

相模原市条例等整備方針

本方針は、政令指定都市への移行や国の地域主権改革などにより、拡大する自己決定権を活用し、複雑・多様化する行政課題に対応した適切な政策の実行に資するため、条例、規則、規程及び要綱(以下「条例等」という。)に定める事項の基準を明らかにし、条例等の的確な整備を目指すことを目的とする。

1 条例として整備すべき事項

(1) 必ず条例で定めるもの

- ア 地方自治法において条例で定める旨規定されているもの
 - (ア) 義務を課し、又は権利を制限するもの
 - (イ) 附属機関の設置に関するもの
 - (ウ) 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関するもの
 - (エ) 公の施設の設置に関するもの 等
- イ その他の法令において条例で定める旨規定されているもの

(2) 原則として条例で定めるもの

- ア 市政に関する基本的事項若しくは基本理念又は市民、事業者等に対しての責務を定めるもの
- イ 金銭の徴収を行うもの(徴収金を負担金で徴収しているもの)
- ウ 権利義務規制とはならないが、市民に一定の作為を求めるもの(行政指導のうち、規制的機能を持っていると考えられるものであって、行政指導に従った結果が市民の権利及び利益に影響を与えるものを含む。)
- エ 市の施策等について、住民参加の推進や手続を定めるもの

2 規則で定めるべき事項

(1) 必ず規則で定めるもの

- 法令又は条例において規則で定める旨規定されているもの

(2) 原則として規則で定めるもの

- ア 法令又は条例に基づく手続等に関するもの
- イ 給付に係る市民サービスの提供に関するもの
- ウ 行政の内部規律(組織、運営等)に関するもの

- エ 条例を制定するまでには至らないが、市民に一定の作為を求めるもの
- オ 条例との整合性を図る上で規則で定めることが適当であるもの

3 規程として定める事項

(1) 告示によるもの

- ア 法令、条例又は規則の委任等により、その内容を補充し、外部に公示するもの
- イ 住民等の利用に供する施設であるが、公の施設としてではなく、行政財産として管理することで足りる施設の名称、位置、管理等について定めるもの 等

(2) 訓令によるもの

- 職員に対して、内部的な事務運営等について指揮監督するために定めるもの

4 要綱として定める事項

- (1) 補助金、給付金等市民への助成施策の細目を定めるもの
- (2) 事業の実施について必要な事項を定めるもの
- (3) 連絡調整会議等の組織、運営等に関するもの
- (4) 規則等の手続や実施に係る細目を定めるもの 等

5 条例等を整備するに当たっての留意事項

条例等を整備するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 行政上の立法目的を把握するとともに、内容として盛り込む事項が規範性、実効性及び統一性を備えているか十分検討すること。
- (2) 用字用語等については公文例規程によるものとし、かつ、内容については正確で分かりやすい表現に努めること。
- (3) おおむね5年以内に制定意義に関わる状況が変化することが予想される場合には、見直しに係る規定を設けること。
- (4) 必要に応じて逐条解説を作成すること。